



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ブ セ ン ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 太 一
 (コ ー ド 番 号 6054 東 証 一 部)
 問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 中 里 基
 TEL. 03-6275-3330

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、平成28年3月29日開催予定の第10回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されましたので、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができるようにするため、現行定款第29条(社外取締役の責任免除)及び第40条(社外監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任免除) 第29条 (新設)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令に定める範囲内で、免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同条同項が規定する取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令の定める額とする。</u></p>

<p>(社外監査役の責任免除) 第 40 条 (新設)</p> <p>当社は、社外監査役との間で、<u>当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第 40 条</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で、免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令に定める額とする。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日) 【予定】
定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日) 【予定】

以 上